

○総務省令第五十一号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行に伴い、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月一日

総務大臣臨時代理

国務大臣 石破 茂

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の二（見出しを含む。）中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。